

令和 6 年度
事業報告書

公益財団法人 児童育成協会

はじめに

令和6年度の、日本の子どもを取り巻く状況は、一昨年「こども家庭庁」が創設され、異次元の少子化対策が推進されています。もちろん効果はすぐに表れるべくもなく少子化は加速化しています。残念ながら子どもの数も1,400万人を割り込みました。日本人の人口も、前年に比べて89万8千人減少しており、減少幅は13年連続で拡大しています。

加えて現今の日本では、出生数の少ない子どもたちに、自殺、虐待、貧困、いじめ、不登校等々の重要な課題が山積しています。

公益財団法人児童育成協会（以下「当協会」という。）は、子どもを取り巻く厳しい環境下において、引き続き「子どもは歴史の希望である」という基本理念に基づき、子どもたちの最善の利益を目指し、一人の子どもも取り残さないという考えのもと、児童の健全育成及び資質の向上に資するための様々な事業を実施して参りました。

令和6年度について児童健全育成事業では、放課後児童クラブ、児童館及び若者を支援する青少年交流センターについて安定的で発展的な運営を行ってきました。

児童給食事業では、良質なスキムミルクを海外から輸入し、全国の児童福祉施設等に使いやすく長期保存が可能なパッケージで配分を行うと共に、スキムミルクの普及促進を行いました。

児童福祉関連事業では、児童福祉週間の標語の募集や児童福祉文化賞の顕彰、児童養護施設等の入所・退所児童へ生活費や住居費の助成などの支援、児童福祉理念の啓発や児童への支援に努めました。

企業主導型保育事業においては、企業主導型保育事業の運営費等の助成執行を行うとともに利用児童の安心安全及び適正かつ円滑な施設運営を確保することを目的として、研修・監査・巡回指導や急を要する案件に関しては立入調査等を行いました。

【公益目的事業】

I. 児童健全育成事業

令和6年度は埼玉県草加市、東京都港区、練馬区、世田谷区、目黒区において児童館、学童クラブ、放課後児童対策事業、若者支援のための青少年交流センターを指定管理者及び委託運営事業者として安定的な運営に努めました。令和6年度は既存施設運営に加え、東京都の依頼による新規事業にも取り組みました。

1. 児童館、放課後児童クラブ、若者支援施設等の各種施設の運営業務

(1) 新規施設、既存施設の安定的運営及び新たな施設の受託に向けた取り組み

令和6年度も令和5年度に引き続き「草加市立氷川児童センター」「港区立麻布子ども中高生プラザ及び同学童クラブ」「練馬区立平和台児童館及び同学童クラブ」「練馬区立仲町小学校学童クラブ及びねりっこひろば」「世田谷区立希望丘青少年交流センター」「世田谷区立野毛青少年交流センター」、「世田谷区立池之上青少年交流センター」「目黒区碑住区センター児童館」の運営を行いました。共通の運営方針である「虐待、いじめ、不登校、引きこもり等多様化する児童から若者までの福祉課題に資する」「子ども・若者にとって安全安心で、主体的な居場所づくりを可能にする施設運営を行う」の2点に注力し事業を実施しました。特に、中高生世代や障害児を含めた多様な居場所づくり、地域との連携・地域人材を活用した事業の実施、若者の意見表明の機会を日常化することへの取り組みは、令和6年度の施設運営における成果と考えています。こうした取り組みを通じて、各施設の合計利用者数は436,164人と、対前年比108%、32,277人の増加となりました。

令和6年度は「港区立麻布子ども中高生プラザ及び同学童クラブ」と「世田谷区立希望丘青少年交流センター」「世田谷区立野毛青少年交流センター」、「世田谷区立池之上青少年交流センター」の指定管理及び委託管理の更新年度の為、プロポーザルに参加し、引き続き港区及び世田谷区より運営事業者として指定されました。また様々な自治体から公募情報の収集に努め新規施設受託獲得に向けての準備を進めました。

また、東京都の依頼による「学校の居心地検証プロジェクト」では、都立高校2校に職員を派遣し事業に取り組み、令和7年度への本格的な展開への足掛かりを築きました。

(2) 働きがい、働きやすさを実感できる職場づくりと財務管理の徹底

働きがい、働きやすさを実感できる職場づくりのために、「職員のメンタルヘルスケアと意欲向上支援」、「職員研修の実施」を継続的に取り組みました。更に運営の基盤になる人材確保のために新卒・経験者職員採用活動に積極的に取り組みました。

また、法人内における事業採算の自立性を確保しつつ、各種手当の見直しなど職員の処遇改善にも取り組みました。また、その前提となる原資確保のため、施設運営費の効率的執行の取り組みも継続的に行いました。

2. 子ども・子育てに関する調査研究事業（こども家庭庁委託事業）

令和6年度は、「児童館等における児童福祉文化財（出版物）を活用した遊びのプログラムの開発および普及に関する調査研究」をテーマに、こども家庭庁委託調査研究事業に取り組みました。

この事業は、こども家庭庁こども家庭審議会児童福祉文化分科会が推薦する児童福祉文化財（出版物）を活用して新しい遊びのプログラムを開発し、全国の児童館の質の向上や、今後の児童館活動の方向性の検討に役立てる事を目的に実施しました。全国11か所の児童館等の施設で、児童福祉文化財（出版物）を活用した遊びのプログラムを開発・実施し、その成果を事例集『児童館が本でひろげる遊びのプログラム』を作成し、こども家庭庁に提出しました。

Ⅱ. 児童給食事業 <スキムミルクの輸入配分事業>

全国の児童福祉施設における給食の充実及び質の向上を目指し、引き続き低価格で良質なスキムミルクを供給する事業を実施しました。併せて、スキムミルクを無税で輸入するための令和7年度の関税割当申請に向け必要な対応を行い、配分機関として指定を受けました。また、スキムミルクを幅広く活用してもらえるよう、行政機関及び児童福祉施設等に対して広報宣伝活動を積極的に行いました。

1. スキムミルクの輸入配分

ニュージーランドから約357トンの高品質なスキムミルクを輸入し、保育所児童福祉施設へ配分しました。

当協会のスキムミルクは、日本国内の工場で1kgのパッケージにリパックして発送しているため、保育施設が使い易く、また品質の維持や衛生面でも極めて優れており、利用している施設から好評を得ております。令和6年度も、利用施設から「急な登園や休園等にも弾力的に対応でき大変重宝した」という意見も多く寄せられ、高い栄養価だけでなくスキムミルクの利便性の高さ、保存の容易さが再認識されました。

2. スキムミルクの普及促進及び円滑な事業の実施

子どもの発育や健康に必要な多くの栄養素を含むスキムミルクの普及を促進するために広報活動を実施しました。

①スキムミルクを利用したことのない施設への広報活動や、既利用施設及び地方公共団体等に対し、スキムミルク関係のパンフレットやチラシを積極的に配布したことで新規申込に繋がり、一定の効果が得られました。

- ②児童福祉施設の勤務者を対象にスキムミルクを使用した、クッキングセミナーを開催し、好評を博しました。
- ③当協会発行の「こどもの栄養」にスキムミルクを使ったクッキングレシピを掲載し、スキムミルクが飲用以外にも幅広く活用できる提案を行いました。
- ④児童福祉施設給食用スキムミルクは関税込率法や関税暫定措置法に基づき無税で輸入されているため、その取り扱いについて給食事業部だよりやチラシ等に注意事項を掲載し、定期的な注意喚起と周知徹底を行いました。また、税関への報告や届出がスムーズかつ適切に行えるように施設や地方公共団体等に対して協力や助言を行いました。

Ⅲ. 児童福祉に関する啓発事業

1. 児童福祉週間の標語募集

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、主唱3団体（こども家庭庁・社会福祉法人全国社会福祉協議会・当協会）で「子どもたちへの応援や、子どもたちからの未来へのメッセージ」をテーマとする標語を募集しています。

令和6年度は令和7年度「こどもまんなか 児童福祉週間」の標語募集を行い、応募総数4,766件から標語選定委員会(令和6年11月28日)において最優秀作品を選定しました。なお、こども家庭庁 こいのぼり掲揚式(令和7年4月21日)において作者の表彰を行いました。

【令和7年度 「こどもまんなか 児童福祉週間」 標語】

『いつだって まんまるまんなか こどもたち』

（^{むらた}村田 ^{りっか}六花さん 18歳 兵庫県）

2. 児童福祉文化賞の審査及び表彰

こども家庭庁が主催し、一般財団法人児童健全育成推進財団と当協会が共催で、こども家庭審議会が推薦した児童福祉文化財の中から「児童福祉文化賞」を選定しました。令和6年度中に令和7年度として表彰を行う児童福祉文化賞3作品、特別部門1件、推薦作品7作品が選定されました。

(参考)

●令和7年度の児童福祉文化賞作品(令和6年度選定)

部門	作品名	受賞者
出版物部門 (推薦作品：7点)	ともに生きる 山のツキノワグマ	写真・文：前川貴行 株式会社あかね書房
舞台芸術部門	クモばんばとぎんのくつした	株式会社うりんこ
映像・メディア 等部門	劇場版 僕と時々もう1人の 僕～トゥレット症と生きる～	株式会社 CBC テレビ
特別部門	放送メディアを通じて児童福 祉文化の向上に貢献してき た活動	黒柳 徹子

IV. 企業主導型保育助成事業

企業主導型保育助成事業では、保育所待機児童の解消を図るため、企業主導型の事業所内保育事業を主軸とし、多様な就労形態に対する保育サービスの拡大や、仕事と子育ての両立を目的とする業務を行う設置者等に対してこども家庭庁から受けた補助金を交付し、本事業に要する経費の補助を行いました。

従来の企業主導型保育助成事業は、令和5年度からは助成事業である間接補助事業と指導監査、研修及び相談支援事業である受託事業の二つに大別され、両事業ともに令和6年度においても当協会が受託しました。

本事業の実施状況については、こども家庭庁が設置する「企業主導型保育事業点検・評価委員会」に適時報告を行いました。

また、平成28年度より実施機関として事業を行ってきた経験と実績を踏まえ、「保育の質」を確保しつつ、適正かつ効率的な業務を実施しました。

1. 実施体制

平成28年度より業務の体制強化を随時図るとともに、業務量に応じた適切な職員配置を行ってきました。特に、指導監査品質の均一化や監査業務の効率化を図るための関西支所対象地域の拡張を行い、職員体制の強化を図りました。

また、財務健全性指導業務について一層の重要性が増したため、審査渉外室を部へ昇格させました。

なお、これらの業務への取り組み及び内製化の推進により、1年間で事業本部全体として330名から349名への増員を実現し、相応の外部委託を削減しました。

2. 企業主導型保育事業業務

(1) 整備及び運営費の助成業務

①「子育て安心プラン」により11万人の児童の受け皿整備に向け取り組んできた結果、定員が概ね達成されたこと、また待機児童数が全国的に減少していることを踏まえ、新規募集を実施しないとの国の方針に基づき、令和4年度以降は新規募集を実施していません。

②令和5年度完了報告審査は、事業者の審査の進行状況によって個別に対応方法を検討することなどにより、運営費4,460件の審査が12月末までにすべて完了しました。

また、計画的な施設運営を促すために令和4年度分から設けた「事業計画申請」について、審査をスムーズに実施するため、図面の変更を伴う事業内容の変更を検討している事業者を対象に事前相談を行い、必要に応じて助言を行った後に、令和7年度分は1月中～下旬に提出を求め、期間内に概ね審査を完了しました。

③月次報告審査においては、毎月約4,400件の審査を実施しました。審査にあたり、「令和6年度運営費等の諸手続き」を発出し、運営費申請について事業者に対し周知を図りました。

なお、新システムに移行して以降、月次報告審査とマスタ審査を別で行うようになり、それに合わせて業務改善を試行し、その成果もあり月次報告審査の作業効率が向上し、業務の進捗が以前よりも早くなりました。

④審査委員会については、譲渡における譲渡先事業者の審査を行うため11月と3月に事業譲渡審査委員会を開催したほか、個別案件は持ち回りの開催を行い機動的に対応しました。

(2) 指導・監査業務

①立入調査に関しては当協会及び委託契約事業者が保育面を中心とした全般的な実地立入調査による指導・監査を6月から開始しました。内製化の推進により協会4,067施設、委託事業者300施設の計4,367施設への監査を完了しました。

また、地方公共団体との合同調査を実施し、監査連携・効率化に取り組みました。

②特別立入調査は、施設運営等に問題（設置会社の経営悪化、不適切保育事案等）が発生又は発生のおそれがある場合や通報や苦情があった場合のほか、必要に応じ随時抜き打ちで実施しました。実施した件数は、52 設置者（63 施設）に特別立入調査を実施し、31 設置者（31 施設）には文書による指導を行いました。なお、文書による指導を行った施設は、一覧としてホームページに掲載し、また順次公表を行っています。

特に、不適切保育事案については、地方公共団体との連携のもとに立入調査を実施しました。

③午睡時の抜き打ち調査は、原則として0・1歳児の利用児童数が3人以上在籍している全施設、保育士比率100%未満の全施設を対象に、600施設への監査を完了しました。

④財務面に特化した専門的な指導・監査については、令和5年度の立入調査や完了報告の審査において、助成金の適正な管理・使用の観点で指摘（把握）があった施設に対し、委託先監査法人の専門知識を有している者が設置事業者の本部等を訪問し、400施設を対象として実施しました。更に専門的財務監査の実施により把握された問題点に対する対応方策や検討が必要な事項等の協議・検討を行うため、こども家庭庁や委託先監査法人、第三者公認会計士で構成する財務監査研究会を11回開催しました。

労務面に特化した専門的な指導・監査については、過去の立入調査で複数回、労務関係の指摘を受けた施設や、処遇改善等加算等の労務に係る加算を取得している、22都道府県の500施設を対象として訪問により実施しました。

（3）相談・支援業務

①企業主導型保育事業における保育の質の向上のため、施設長や保育従事者等を対象に、施設長等研修・保育士研修（キャリアアップ研修）・保育安全研修及び中堅指導者養成研修を内製化を進めながら実施しました。

研修の実施に当たっては、基本的にeラーニングで実施しましたが、施設長等研修の一部科目及び中堅指導者養成研修は集合での研修を実施しました。

また、施設長等研修及び保育安全研修において事業者同士の意見交換が可能なように、Web上で受講者同士が意見交換できる場を設けました。

②保育の質の向上及び児童の安全等の確保を図る目的で巡回指導を行いました。訪問施設数は720施設でした。

また、毎月、巡回指導員が参加する巡回指導会議を開催し、テーマに沿った協議を行い、今後の巡回指導へとつなげました。

さらに、新たに巡回指導をサポートする取組として、当該地域に巡回指導員を派遣し、巡回指導員による講義や参加者同士のワークショップ・交流を

通して、各施設共通の悩みや課題を地域の中で解決できる場の構築を目的に地域交流会を2都市で実施しました。

③電話・メールによる問い合わせに対して、一定の知識レベル・応対品質を維持しつつ、完全内製化を図りました。

また、助成決定事業者及び運営委託事業者を対象に、相談支援窓口の品質向上を目的としたアンケートを実施しました。応対品質では約82%、回答内容では約76%が「大変満足～普通」との回答となり、品質、回答内容ともに令和5年度よりも評価が向上しました。

(4) 地方公共団体等との連携業務

市区町村等が施設の設置状況等を把握できるように、市区町村等に対し助成情報等を定期的に提供しました。

また、指導監査報告の結果についての公表は、ホームページに掲載するとともに、保育内容及び保育環境に問題があった際には、委託元である国との連携のもと、必要に応じ各都道府県等に情報提供を行い、地方公共団体等と企業主導型保育施設の情報共有を図りました。

(5) 財務健全性審査業務

経営状況を注視する必要がある設置法人の経営実態を早期に把握し、必要に応じ支援・救済を施すことにより保育施設の存続、返還金未回収の防止に努めました。

(6) 債権管理・訴訟対応業務

助成金の返還を求める事案について、債権管理や助成金返還に係る法的手続きを含め、必要な措置を講じ助成金の返還業務に努めました。

(7) その他業務

①新システムの構築については、基本設計に基づき申請・審査機能の開発を行い、令和6年9月に本格運用を開始するとともに、新たな制度変更等への対応などを引き続き進めました。

また、各企業等で開発している保育支援システムとの連携に関して、保育支援システム運営法人と連携協定を締結し、施設側の業務負担の軽減に寄与しました。

②情報公開については、各施設の定員充足状況を四半期ごとに、令和5年度の指導・監査結果の実施状況を令和7年3月に公表しました。

【収益事業、他福祉事業】

月刊「こどもの栄養」をはじめとする児童福祉関係図書の出版・監修を行いました。また、児童養護施設入所児童や退所した児童等を対象にした児童養護施設等支援事業の推進にも努めています。

I. 児童福祉関係図書の出版・監修事業

1. 月刊「こどもの栄養」の発行

保育所等児童福祉施設の食育に関する専門誌として前年度に引き続き月刊「こどもの栄養」を発行しました。インターネットや協会外部団体との協働更に協会主催の研修での広報・普及活動を実施しました。

- ・年 12 回発行（4～3 月号）
- ・令和 6 年度年間販売部数 39,850 部

2. 監修図書の普及促進

令和 6 年度中の新規監修はありませんでした。

現在、販売中の協会が監修した児童福祉関係図書は以下の通りです。

①新・基本保育シリーズ

（保育士に必要な知識と技術をわかりやすく解説。多くの大学・短大・専門学校等養成課程で教科書として採用されています。）

②児童保護措置費・保育給付費手帳

（児童福祉等施設や里親施設へ支弁する措置費の法令通知集）

③児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当法令通知集

（各手当の支給事務に必要な法令・通知を体系的にまとめた法令通知集）

II. その他の福祉事業

1. 児童養護施設等支援事業

（1）前年度に引き続き「児童養護施設損害保険制度」として、児童養護施設の団体損害保険を取りまとめ、保険料の徴収事務を実施しました。

（2）同じく児童養護施設等サポート事業として児童養護施設を退所した児童等へ支援を行いました。

①退所後自立のための住居契約更新費の助成

（児童養護施設 3 件） 150,000 円

②大学等進学のための新規賃貸費の助成

（平成 28 年度より実施）

(児童養護施設 32 件 自立援助ホーム 3 件) 1,750,000 円

③自立援助ホーム新入居生活への支援

(自立援助ホーム 126 件) 3,780,000 円

(3) 「児童養護施設運営支援事業」として、児童養護施設において事故が発生した場合に各種損害保険制度では対応できない事故補償に対して支援する事業を前年度に引き続き実施しました。

2. 児童福祉研修支援事業

児童の健全育成・子育て支援活動を全国的に展開する法人格を有する非営利の団体等のスタッフをはじめとして、これら活動の支援者、関心のある者の資質の向上を図り、多様な児童健全育成・子育て支援の充実に寄与することを目的として、児童健全育成・子育て支援者向け研修会に協賛し助成しています。令和6年度は全国地域活動連絡協議会の研修会に協賛し助成しました。

【法人の組織及び会計等】

I. 法人の体制・運営等

1. 役員

前期に引き続き、理事長に加え代表理事2名及び企業主導型保育事業担当業務執行理事1名、その他の理事1名の合計5名体制での法人運営を実施しました。

2. 組織・人員

(1) 組織

事務局（総務部、財務部、健全育成事業部、児童給食事業部）及び企業主導型保育事業本部（企画部、審査部、指導監査部、子ども相談支援部、審査渉外部）の体制で業務を実施しました。

(2) 職員の状況

令和6年度末の職員数（3月31日退職者を含む）は、正職員178名、契約職員272名、計450名となり、前年度末と比較して正職員22名増、契約職員16名増、計38名の増加となりました。

3. 運営について

(1) 評議員会、理事会の実施

①評議員会

- ・令和6年6月21日（定時）

（決議事項）

第1号議案 令和5年度決算報告書（案）承認の件

第2号議案 定款変更（案）承認の件

第3号議案 評議員選任（案）承認の件

以上の審議が行われ、いずれも原案どおりに承認されました。

（報告事項）

- ・令和5年度事業報告について
- ・その他

②理事会

- ・令和6年6月4日 第1回

（決議事項）

第1号議案 令和5年度事業報告（案）承認の件

第2号議案 令和5年度決算（案）承認の件

第3号議案 定時評議員会招集の件

以上の審議が行われ、いずれも原案どおりに承認されました。

（報告事項）

- ・理事長及び業務執行理事の職務執行状況について
- ・児童育成協会諸規程等の改正について
- ・その他

- ・令和6年11月6日 第2回

（決議事項）

第1号議案 児童育成協会諸規程の制定・改正及び廃止に関する手続き上の見直し（案）に関する件

第2号議案 児童育成協会組織規程一部改正（案）に関する件

第3号議案 児童育成協会会計規程一部改正（案）に関する件

第4号議案 児童育成協会資産運用規程制定（案）に関する件

第5号議案 児童育成協会契約規程制定（案）に関する件

第6号議案 児童育成協会文書処理基準及び文書決裁要領一部改正（案）に関する件

第7号議案 児童育成協会公印取扱要領一部改正（案）に関する件

第8号議案 児童育成協会情報システムの運用管理に関する規則一部改正（案）に関する件

以上の審議が行われ、いずれも原案どおりに承認されました。

・令和6年11月6日 第3回

（報告事項）

1. 理事長業務執行状況報告

2. 業務執行理事業務執行状況報告

・令和7年3月4日 第4回

（決議事項）

第1号議案 児童育成協会令和7年度事業計画書（案）承認の件

第2号議案 児童育成協会令和7年度収支予算書（案）承認の件

第3号議案 児童育成協会組織規程改正（案）承認の件

第4号議案 児童育成協会職務権限規程改正（案）承認の件

第5号議案 児童育成協会職員給与規程改正（案）承認の件

第6号議案 児童育成協会情報セキュリティ規程改正（案）承認の件

第7号議案 役員賠償保険加入（案）承認の件

以上の審議が行われ、いずれも原案どおりに承認されました。

③その他

・令和6年11月6日

第3回理事会終了後に理事及び評議員懇談会を開催しました

（2）事務局運営

各組織における事業の効率的な目的・目標達成のため、令和6年度は主に以下の通り取り組みました。

①情報セキュリティ強化の為、基本方針の公表並びに関連する各種規程等整備と内部監査実施しました。

②BCPへの取り組みの一環として外部データセンターへのサーバーを移設、し運用を開始しました。

③内部統制強化の為の事務局規程・規則類の階層の見直し並びに関連付けの明確化等を通じた体系の整備を行いました。

④協会に関する知的財産権の整備を行いました。

(3) 情報公開

公益法人としての社会的責任を果たすため、インターネットにより協会概要に関する情報等を適宜公開しました。また企業主導型保育助成事業専用のホームページも設置しています。更に事業年報・パンフレット等を作成し情報の公開に努めました。

Ⅱ. 法人の会計

1. 適正な法人運営の実施

評議員会にて承認された平成6年度の予算に基づき、適正に執行し会計処理を行いました。詳細は令和6年度決算報告書の通りです。なお、

- ①当期において借入金はありません。
- ②当期において重要な資金調達はありません。
- ③当期において重要な固定資産の取得・売却等の増減はありません。
- ④令和7年3月31日時点で保有している株式は以下の通りです。

会 社 名	株 式 数	保有割合	取得日	関 係
(株) 福祉新聞	900	2.0000%	S38.6.29 S38.9.26	なし

以上の通りであります。令和6年度事業報告は本文にて説明されており「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は不要につき付属明細書は作成いたしません。